

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則 の廃止等に関する命令案（仮称）の概要

・ 廃止対象（1条）

以下の2本の命令を廃止する。

投資顧問業者営業保証金規則（昭和61年法務省・大蔵省令1号）

信託受益権販売業者営業保証金規則（平成16年内閣府・法務省令3号）

・ 営業保証金の取戻し等（2条～15条）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律66号）の規定に基づき営業保証金の取戻しをしようとする者は、所要の事項を官報に公告しなければならないこととする（2条・3条）。

の営業保証金の取戻しをしようとする場合における意見聴取会を通じた当該権利の調査、配当の実施等の手続等について、所要の事項を定める（4条～12条）。

その他、営業保証金の取戻しの手続等について、所要の事項を定める（13条～15条）。

・ その他（附則）

1本の命令（外国証券会社営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成10年総理府・法務省・大蔵省令3号））を廃止する。

